

《令和 5 年度》

# 長期運転資金貸付のお知らせ（追加募集）

（公財）労災保険情報センター（RIC）互助事業による長期運転資金の貸付を、次のとおり実施します。

## 1 貸付対象者

労災診療補償保険支援（互助）契約締結後 1 年以上経過し、労災診療費の請求実績のある医療機関とします。

なお、令和 5 年 10 月 1 日現在当事業による借入残金のない医療機関とします。

（現在当事業から貸付を受けている場合は、9 月 22 日（金）までの完済が申込条件となります。9 月 6 日（水）までに RIC 労災医療部へお問い合わせ下さい。）

## 2 資金の使途

経営の改善等に必要な資金としてご利用ください。

## 3 貸付額

貸付限度額は 1,000 万円、最低貸付額は 100 万円、貸付額の単位は 10 万円です。

（貸付額は、借入申込月の前 1 年間（令和 4 年 10 月～令和 5 年 9 月）に労災診療費として請求した額の 80% の 5 倍以内とします。例えば、最低貸付額 100 万円を借り入れる場合に必要な労災診療費の請求額は最低 25 万円となります。）

## 4 貸付利率

貸付金の利率は、財政融資資金法に基づく、貸付月の 11 月 1 日現在の貸付金利率（年利）から 1.0% を減じた固定金利とします。ただし、利率の下限は、0.5% です。

（今年度の貸付利率は、現時点では 0.5% を予定しています。）

## 5 償還期間

貸付金の返済期間は 5 年以内とします。

（返済に当たって、6 か月以内の据置期間を設けることができます。据置期間は返済期間に含まれ、利息のみのお支払いとなります。）

## 6 貸付の決定

借入申込が多い場合には、抽選により貸付対象者を決定します。  
なお、貸付の決定結果は10月末を目途に郵送にてお知らせします。

## 7 貸付契約の締結

貸付の決定後、「金銭消費貸借契約書」及び「印鑑証明書」の提出により貸付に関する契約を締結します。（※保証人・担保は必要ありません）

## 8 貸付金振込日

令和5年11月27日（月）

## 9 貸付金の返済

貸付金の返済方法は元利均等方式とし、お振込みによる返済となりますが、労災診療  
援護貸付金貸付契約を締結している場合は、毎月の労災診療費立替額から控除し、不  
足する場合、差額はお振込みでの返済となります。

（貸付金利を0.5%として5年間で返済する場合、毎月の返済額は、借入金100万  
円の場合約16,900円、1,000万円の場合約169,000円です。）

## 10 延滞損害金

約定による債務を履行されないときは、返済すべき金額（元金）に対し、年10%  
の割合（365日の日割計算）で延滞損害金を徴収します。

## 11 借入申込期間・申込方法

**令和5年9月26日（火）から同年10月19日（木）** 必着。

次頁の「長期運転資金借入申込書」に記入・捺印のうえ、当財団労災医療部へ郵送  
にてお申し込みください。（申込書はコピーをとり控えとしてお持ちください。）

**詳細については、下記までお問い合わせください。**

令和5年8月

[お問い合わせ先]

公益財団法人 労災保険情報センター 労災医療部  
〒112-0004 東京都文京区後楽1-4-25 日教販ビル  
TEL 03-5684-5516  
FAX 03-5684-5521

年 月 日

## 長期運転資金借入申込書

長期運転資金貸付金貸付事業規程第8条の規定により、下記の金額の借入れを申し込みます。

記

- 1 借入申込額 金 円
- 2 資金の用途
- 3 償還期間 年 か月 (据置期間 か月 ・ 不要 )
- 4 振込月 11月

指定病院等の番号

--	--	--	--	--	--	--	--

住所 〒

病院又は診療所名

代表者の氏名

印

公益財団法人労災保険情報センター理事長 殿

※ご担当者名、電話番号をご記入ください。

担当者名

電話番号